

令和4年1月26日
東関東生コン協同組合

契約並びに解約基準について

1. 契約基準

- ① 301m³以上の契約に関しては以下の書類を用意して下さい。
 - ア) 地図、工程表、配合計画書作成依頼書、技術的確認事項
 - イ) 特殊セメント・特殊コン、有無の確認書類
- ※ 以上の書類を確認し、協組の現場調査において現場監督に引合書の内容確認を致します。その上で、割決にまわります。
- ※ 契約後の販売店窓口変更は出来ません。

2. 解約基準

- ① 引合月の翌月から三ヶ月以内に、以下の出荷数量に満たない契約は自動解約
 - ア) 2,000m³以下 20m³以上の出荷
 - イ) 10,000m³未満 50m³以上の出荷
 - ウ) 10,000m³以上 契約数量の1%以上の出荷
- ② 最終出荷月の翌月から六ヶ月間出荷実績が無い契約は自動解約

3. 開始日

- ① 2022年4月1日以降の引合受付分より
- ※ 契約基準に関しては、既に実施済み、解約基準の一部見直し